

浅口市地域福祉計画策定業務委託（改訂） 仕様書

1 目 的

この仕様書は、国や岡山県の動向、浅口市の状況等を的確に把握し、浅口市が取り組むべき課題や福祉施策の基本的方向・実施施策や目標を定め、浅口市地域福祉計画（2025年～2030年の6箇年）を策定する。

2 概 要

- （1） 委託内容については、下記5表中を満たすものであること。
- （2） 仕様の細部については、すべて浅口市の承認又は指示を受けること。

3 契約形態

随意契約

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 仕 様

内 容	詳 細
1.基礎的な地域データ及び資料の整理分析	・国の動向、岡山県の関連計画、浅口市の概要及び社会経済的特性等について、市が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。
2.住民アンケート調査	・住民の生活実態や健康状態、福祉施策に対する考え方等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。 ・調査票の設計及び調査票の印刷、発送用及び回収用封筒の作成、封入封緘及びラベル貼り作業、調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果のとりまとめを行う。 ・対象者の抽出、宛名ラベルの作成、調査票の発送・回収は委託者が行う（郵送費については受託者が負担する）
【アンケート調査の実施概要】	調査対象：18歳以上の住民 サンプル数：2,000票 調査方法：郵送 調査票種類数：1種 集計方法：単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計
3.関係団体等に対する調査	・ボランティア団体など、地域福祉にかかる活動団体・組織に対し活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施する。
4.住民ワークショップ実施	・住民参画の一環として、地域住民との協働体制をともに考えるためのワークショップを実施する。 ・実施に際しては、必要な支援（企画提案、資料作成、ファシリテータの配置等）を行う。

5.庁内関係課に対する調査	・健康福祉部局、教育委員会部局等の福祉関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、関係各課に調査を実施する。 ・調査方法については受託者が調査シートを作成し、各担当課がシートに必要事項を記入する。 ・各担当課への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行う。
6.課題の整理・抽出	・基礎的な地域データやアンケート調査などの結果から、地域福祉に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出する。
7.検証可能な重点施策・数値目標の検討	・重点施策、数値目標の検討にあたっては、国・県の施策及び市の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。
8.計画骨子案・素案の作成	・上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、計画策定委員会にて内容の協議を行う。
9.パブリックコメントの実施支援	・計画素案についてのパブリックコメントを市が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。
10.計画策定委員会の運営支援	・計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（2回開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援及び議事録（要旨のみ）の作成を行う。

6 成果品

- ・地域福祉計画本編（A4判、100項程度、1色刷）：100部（データを含む）
- ・地域福祉計画概要版（A4判、8項程度、カラー刷）：0部（データのみ）
- ・アンケート調査結果報告書：1部（データを含む）

7 納品場所

浅口市健康福祉センター 社会福祉課

8 その他

- ・本業務の遂行にあたっては関係法令を遵守すること。
- ・本業務の遂行にあたっては、個人情報の取扱いについては十分に留意すること。
- ・個人情報保護法を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密事項を他人に漏らしてはならない。そのため、受託者はプライバシーマークの認証を取得していること。本業務終了後も同様とする。
- ・本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、浅口市と協議の上、本業務内容を変更することができる。